

令和6年12月24日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

彦根市長 和田 裕行

市町村名 (市町村コード)	彦根市 (25202)
地域名 (地域内農業集落名)	清崎町 (清崎町清崎東、清崎町清崎西)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月23日 (第1回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

集落在住の耕作が激減し、かつ高齢化が進んでいる。このため、整備済み圃場は、他集落からの単一の入り作経営体に農地が集積された状況にある。
未整備圃場もあり、この保全管理が今後の課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

集積された圃場は、耕作者の生産計画を優先する。小規模耕作者は、自家消費を主目的とした水稲作付を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	36.94 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	36.94 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方 (範囲は、別添地図のとおり)

清崎町 (清崎東、清崎西) 地区における農業振興地域内農用地の水田 (青地の水田) を清崎町地域計画のエリアとする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
地域内の農地について、目標地図に基づいた集積・集約を目指す。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域内の農地について、目標地図に基づいた農地中間管理機構による貸借を原則とする。
(3) 基盤整備事業への取組方針
入り作経営体による大区画化が進められている。 用排水路は、老朽化が進んでおり、土地所有者や集落の農業組合、農村まるごと保全組織（やすらぎの里清崎）と協働で保全に努めている。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域として、多様な経営体は求めているが、新規就農希望者が現れた時点で、改めて関係者で協議する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特になし。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他
<p>【選択した上記の取組方針】</p> <p>⑦世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策（多面的機能支払交付金）</p>									